

特定利用者情報を適正に取り扱うべき 電気通信事業者の指定

令和5年11月
総務省
総合通信基盤局

- 電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立し、令和5年6月16日に一部が施行
- 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に関し、利用者情報の適正な取扱いに関する規律を策定

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。
※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務**等を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。
※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

目的

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

自らPDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」を提供する電気通信事業者に対する規律（※）

（※） 検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を提供する者も対象

規律内容

- ① 特定利用者情報（※）の取扱規程（≒社内ルール）の策定・届出
（※） 通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる利用者の情報が含まれる。
- ② 特定利用者情報の取扱方針の策定・公表
- ③ 毎事業年度、特定利用者情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映
- ④ 上記事項の統括責任者の選任・届出、職務遂行義務
- ⑤ 特定利用者情報の漏えい時の報告

（詳細）

■規律対象者について

- ・ 無料の電気通信サービス：「利用者数1,000万人以上」の電気通信事業者を対象とする
- ・ 有料の電気通信サービス：「利用者数500万人以上」の電気通信事業者を対象とする

※ 「利用者」は契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者。「利用者数」は、月間アクティブ利用者(1月に1度でもサービスを利用した者)数の年平均値

■情報取扱方針の記載事項について

- ・ 特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国等とする

■特定利用者情報の漏えい時に報告を要する場合について

- ・ 利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが生じた場合等とする

事業者は、自らの実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保し、
それにより、利用者は、安心・安全で信頼できるサービスを選択することが可能となる

特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定

- **特定利用者情報規律の対象事業者については、電気通信事業法第27条の5において、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として、総務大臣が指定することが規定されている。**
- **利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務は、電気通信事業法施行規則第22条の2の20において、**
 - **無料**の電気通信役務：利用者数※が**1,000万以上**であるもの
 - **有料**の電気通信役務：利用者数※が**500万以上**であるものと規定されている。 ※ 前年度における月間のアクティブユーザ数の年間平均値。
- 電気通信事業法第169条第2号の規定において、総務大臣による指定は、情報通信行政・郵政行政審議会の諮問事項となっている。今回の指定について、答申が得られた場合には、12月中に告示を行い、告示から1月後に適用を開始することを予定している。指定された事業者は、特定利用者情報の適正な取扱いが求められる。
- 今般指定する事業者は下表のとおり。今後、電気通信事業報告規則第2条第3項及び同条第4項の規定に基づく利用者数の年次報告を踏まえ、新たな対象者の指定又は既存指定事業者の指定解除の告示改正を行う。

特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者（19社）

• iTunes株式会社	• 東日本電信電話株式会社
• X Corp.	• マイクロソフト・コーポレーション
• エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	• Meta Platforms, Inc.
• 株式会社NTTドコモ	• UQコミュニケーションズ株式会社
• エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	• LINEヤフー株式会社
• Google LLC	• 楽天グループ株式会社
• KDDI株式会社	• 楽天モバイル株式会社
• ソフトバンク株式会社	• 株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
• TikTok Pte.Ltd.	• Wireless City Planning株式会社
• 西日本電信電話株式会社	

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定）

第二十七条の五 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報**（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）**を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。**

一 通信の秘密に該当する情報

二 利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

（審議会等への諮問）

第六十九条 総務大臣は、**次に掲げる事項については、審議会等**（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）**で政令で定めるものに諮問しなければならない。**ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 [略]

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくはこの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、**第二十七条の五**、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による**電気通信事業者の指定**、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定又は第六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定

三 [略]

四 [略]

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定）

第二十二条の二十九 **法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。**この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

第二十二条の二十 法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 その提供の開始時において**対価としての料金の支払を要しない電気通信役務** 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の**利用者**（同号イに掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）**の数の平均が一千万以上**であるもの
- 二 その提供の開始時において**対価としての料金の支払を要する電気通信役務** 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた**利用者の数の平均が五百万以上**であるもの

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条

[略]

- 3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下この条において「第三号事業」という。）を営む者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務については、その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないものに限る。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（同法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 九百万未満
- 二 九百万以上一千万未満
- 三 一千万以上

[略]

- 4 前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービスを除く。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 四百五十万未満
- 二 四百五十万以上五百万未満
- 三 五百万以上